

八王子市保健福祉センター運営協議会市民委員要綱

平成 18 年 10 月 1 日施行

改正 平成20年6月1日 平成24年9月10日
平成26年9月10日 平成28年7月1日

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市保健福祉センター運営協議会規則（平成18年八王子市規則第69号）第3条第6号に規定する委員（以下「6号委員」という。）を選任するに当たり、必要な手続きを定めることを目的とする。

(応募の資格)

第2条 6号委員の応募資格は、市内に住民登録がある18歳以上の者とする。ただし、本市の職員及び嘱託員、八王子市行政委員会委員、又は既に設置されている附属機関等の委員の職にある者は除く。

(公募の方法)

第3条 6号委員の公募は、広報誌等により市民に周知する。

2 募集期間は、広報誌掲載の日から14日以内とする。

3 応募しようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 必要事項を記載した八王子市保健福祉センター運営協議会公募委員応募申込書（様式（様式略））

(2) あらかじめ定められたテーマに沿った800字程度の小論文

(選考の方法等)

第4条 6号委員の選考に当たっては、八王子市保健福祉センター運営協議会公募委員選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の構成員については、公募時において別に定める。

3 委員会の事務局は、大横保健福祉センターに置く。

4 委員会の事務局は、委員会における選考の前に前条第3項第1号の八王子市保健福祉センター運営協議会公募委員応募申込書により応募資格の審査を行う。

5 委員会は、前項の審査に合格した者について、前条第3項第2号の小論文を審査し、八王子市審議会等委員への女性の参画促進要綱に基づき、協議会全体の男女の構成比を考慮したうえで、別表に定める各地域からそれぞれ1人を選考することを基本とする。ただし、総合的に判断し、他地域から選考することもできる。

6 前項の規定により選考された者の人数が募集人数に満たない場合及び応募者がいない場合は、八王子市無作為抽出方式による附属機関・懇談会等の市民委員及び市民参加者の公募に関する要綱による市民委員等候補者名簿登録者などから、市長が選任する。

(結果の通知)

第5条 委員の選考結果は、決定後10日以内に応募者全員に書面で通知する。

(応募書類)

第6条 応募書類は、理由の如何にかかわらず返還しない。

2 応募書類の保存年限は、選考後1年とする。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月10日から施行する

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

別 表

地 域	町 名
大横保健福祉センター地域	横山町、八日町、八幡町、八木町、追分町、千人町一丁目、千人町二丁目、千人町三丁目、千人町四丁目、日吉町、元本郷一丁目、元本郷町二丁目、元本郷町三丁目、元本郷町四丁目、平岡町、本郷町、大横町、本町、元横山町一丁目、元横山町二丁目、元横山町三丁目、田町、新町、明神町一丁目、明神町二丁目、明神町三丁目、明神町四丁目、子安町一丁目、子安町二丁目、子安町三丁目、子安町四丁目、東町、旭町、三崎町、中町、南町、寺町、万町、上野町、天神町、南新町、小門町、台町一丁目、台町二丁目、台町三丁目、台町四丁目、中野町、暁町一丁目、暁町二丁目、暁町三丁目、中野山王一丁目、中野山王二丁目、中野山王三丁目、中野上町一丁目、中野上町二丁目、中野上町三丁目、中野上町四丁目、中野上町五丁目、大和田町一丁目、大和田町二丁目、大和田三丁目、大和田四丁目、大和田五丁目、大和田六丁目、大和田七丁目、富士見町、緑町、清川町、高倉町、石川町、宇津木町、平町、小宮町、久保山町一丁目、久保山町二丁目、大谷町、丸山町、尾崎町、左入町、滝山町一丁目、滝山町二丁目、梅坪町、谷野町、みつい台一丁目、みつい台二丁目、丹木町一丁目、・丹木町二丁目、丹木町三丁目、加住町一丁目、加住町二丁目、宮下町、戸吹町、高月町、
東浅川保健福祉センター地域	東浅川町、初沢町、高尾町、南浅川町、西浅川町、裏高尾町、廿里町、並木町、散田町一丁目、散田町二丁目、散田町三丁目、散田町四丁目、散田町五丁目、山田町、めじろ台一丁目、めじろ台二丁目、めじろ台三丁目、めじろ台四丁目、長房町、城山手一丁目、城山手二丁目、狭間町、梶田町、館町、寺田町、大船町、大楽寺町、上一分方町、諏訪町、四谷町、叶谷町、泉町、横川町、式分方町、川町、元八王子町一丁目、元八王子二丁目、元八王子三丁目、下恩方町、上恩方町、西寺方町、小津町、川口町、上川町、犬目町、檜原町、美山町、
南大沢保健福	下柚木、下柚木二丁目、下柚木三丁目、上柚木、上柚木二丁目、上柚木

社センター地域	三丁目、中山、越野、南陽台一丁目、南陽台二丁目、南陽台三丁目、堀之内、堀之内二丁目、堀之内三丁目、東中野、大塚、鹿島、松が谷、鑓水、鑓水二丁目、南大沢一丁目、南大沢二丁目、南大沢三丁目、南大沢四丁目、南大沢五丁目、松木、別所一丁目、別所二丁目、小比企町、片倉町、西片倉一丁目、西片倉二丁目、西片倉三丁目、宇津貫町、みなみ野一丁目、みなみ野二丁目、みなみ野三丁目、みなみ野四丁目、みなみ野五丁目、みなみ野六丁目、兵衛一丁目、兵衛二丁目、七国一丁目、七国二丁目、七国四丁目、七国五丁目、七国六丁目、北野町、打越町、北野台一丁目、北野台二丁目、北野台三丁目、北野台四丁目、北野台五丁目、長沼町、絹ヶ丘一丁目、絹ヶ丘二丁目、絹ヶ丘三丁目、
---------	---